

暮らしの中に人権の輪を広げよう！

日野町解放文化祭へのご来場、ありがとうございました。

第40回日野町解放文化祭（日時：11月5日※展示は4・5日の2日間、会場：下榎隣保館・集会所）

人権公演会

開会式終了後、「楽しくなくちや、人権学習じゃない」と題し、人権バンド「しんゆう」の皆さんを迎え、公演を行いました。

「しんゆう」は、村上成人さん（江府町）を代表に活動しているバンドです。当日は、村上さんら4人が、村上さん自



▲人権をテーマに熱唱

身の体験談と人権にかかわる歌6曲を披露。曲の合間には、来場者に人権について考えさせられる問いかけもあり、村上さんらが真剣に取り組む姿に感銘を受けました。最後は、手話を交えた「広がれひまわりの町」を全員で歌い、会場が一つになりました。

「二人の人間」として、人権課題にどう取り組んでいくか。その大切さがメッセージ

として歌声に乗せられ、私たちの心に響きました。

演奏会

日野中学校吹奏楽部の皆さんによる元気いっぱい演奏会です。

演奏会おなじみの部員によるほのぼののトークと息の合った演奏（4曲＋アンコール）に会場は大盛り上がり。10人と部員は少ないですが、会場いっぱい響きわたる演奏でした。

そばの賞味会

毎年多くの人のお腹を満足させるそばの賞味会、今年も大好評でした。

「おいしかったよ！」の声にスタンプもにつこり。前日からの準備、お疲れ様でした。

演芸大会

文化祭の最後を飾ったのは、



▲皆さん芸達者！爆笑の渦に

お待ちかねの演芸大会。

下榎女性部有志の皆さんによる「花笠音頭」で幕が上がると、歌あり踊りあり、一人デュエットあり：昨年好評だった三味線パフォーマンズには皆さん大爆笑。最後は、「りんごの唄」を全員で大合唱し、文化祭を締めくくりました。

保育所・小学6年生

見学・交流会

11月6日の午前中には、このつこ保育所の園児が隣保館を訪れ、作品見学とビデオ鑑賞で交流しました。

はじめに、中田隣保館長から「ここはみんなが仲良くするために交流する場所です。一人ぼっちのお友だちはいないかな？ 仲間はずればはしていいかな？ 大きい子は小さい子の面倒をみて仲良くしていきましよう」と話し、園児らを歓迎しました。

午後からは、根雨小学校と黒坂小学校の6年生が作品見学と交流会を行いました。

はじめに、「誰もが自分らしく生きられる社会を目指しています。そのための中心となる施設が隣保館です」と、人権教育主任から説明を受けると、子どもたちは、展示作品を見

て気づいたことや感じたことなどを話し合いました。

交流学习では、根雨・黒坂小学校合同で開催した「車いすバスケット体験」について意見交換しました。子どもたちからは、「車いすバスケットとは、足の不自由な人がするスポーツだと思っていたが、足の不自由な人もそうでない人も一緒に楽しめるスポーツだと気付いた」などの意見が上がっていました。

また、体験で講師の福永さんから贈られた、「下級生から信頼される上級生になってください。多くの人とふれあい、いろいろな立場の人が住みやすい町をつくるにはどうしたらいいかを考えてください」というメッセージの意味を再認識する機会にもなりました。

最後に、校長先生が、「人権を大切にしまちづくりに、当たり前前のごことに気付くこと、気付いたら伝え行動に移すことが大切です」と話し、「日野町は子どもだけでなくみんなが良い町にしようとする取り組みが行われています。皆さんも自分に何ができるか考えてください」と語りかけていました。

農業委員会だより No.66

「農地パトロールを終えて」

日野町農業委員会会長 長住 武美

8月から11月まで農業委員会では農地パトロールを実施しました。農地パトロールとは、農業委員や農地利用最適化推進委員が遊休農地の状況や違反転用の有無を調査するものです。

今年度のパトロールを終えて、山間部の農地は鳥獣被害はもとより周辺のスギなどの樹木が大きくなり、日照不足で作物の作付けが難しくなっているところが多く見受けられました。パトロールの結果を基に、守るべき農地とそう

でない農地を明確にする必要があります。今後は、そのような悪条件を逆手にとった新たな取り組みができるかどうか課題になってくると考えます。

今年度は台風や集中豪雨など全国で異常気象が相次ぎました。日野町もいつそのような災害に見舞われるかわかりません。そうなる前に、地域が一丸となつて農地を守っていかなければなりません。次世代へつながるよう、共に頑張りましょう！



▲遊休農地の状況をチェックする委員



▲農地活用につながる特效薬はあるのか

農地中間管理事業を活用しましょう。

地域ぐるみの話し合いを通じて、公益財団法人 鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地の貸し借りの間に入る農地中間管理事業を実施しています。

利用した場合、機構集積協力金などが受けられる場合があります。

詳しくは、農業委員会（電話 72-2103）までお問い合わせください。



<農地課税の軽減>

農地中間管理機構に自己所有の全農地（10a未満の自作地を残すことは可能）を新たに10年以上の期間で貸し付けた場合、その農地にかかる課税が1/2に軽減されます。

○貸付期間が10年以上15年未満の場合 … 3年間、固定資産税を1/2に軽減

○貸付期間が15年以上の場合 … 5年間、固定資産税を1/2に軽減